



広報

FUKAURA

# ふかうら

No.505

発行／青森県深浦町

編集／総合戦略課

## 令和8年経済センサス 活動調査を実施します

総務省と経済産業省は、「令和8年経済センサス活動調査」を実施します。全国のすべての事業所及び企業が対象です。

各事業所や個人経営の商店等には、4月にインターネット回答用の調査書類が郵送されます。インターネット回答をご利用ください。

調査書類が郵送されなかった事業所・商店等には、5月に都道府県知事が任命する調査員がお伺いし、紙の調査票を配布します。インターネットで回答していただくか、後日、記入済みの紙の調査票を調査員へ提出、または郵送で提出してください。調査員の訪問をお待ちください。（お電話いただく必要はありません）

ご理解とご協力のうえ、ご回答くださいますようお願いいたします。  
※ご回答いただいた内容は、統計法により、統計の作成以外の目的で使用することが禁止されています。

ます。個人情報取扱いに必要な制度上の規律も厳格に整備されていますので、安心してご回答ください。

### □問合せ先

総合戦略課 企画調整係  
TEL 74-21122

### 民間賃貸住宅

#### 入居者を支援します

新婚世帯、子育て世帯及び移住者が、民間住宅を賃貸して入居する費用の一部を補助します。

#### ◆補助率及び補助限度額

・家賃から住宅手当を減額した額の2分の1相当額（1,000円未満端数切捨て）

※世帯所得が500万円以上の場合には3分の1相当額

#### 【新婚夫婦・移住者の場合】

・上限1万5千円

①新婚世帯：婚姻後5年以内の夫婦で、本人又はその配偶者が45歳未満の世帯

②移住者：転入から3年以内かつ転入前1年以上の期間、町外に住所を有する者

#### 【子育て世帯】

・上限2万5千円

18歳以下の子どもを扶養し、その子どもと同居する方

#### ◆民間賃貸住宅とは

住宅の所有者等と賃貸借契約を締結し、居住するための住宅。

ただし、次に掲げる住宅を除く。

- ①公営住宅などの公的賃貸住宅
- ②社宅、寮などの事業主から貸与を受けた住宅
- ③夫婦の3親等以内の親族が所有する住宅

#### ◆補助対象者

4月1日以降に世帯全員が賃貸借契約を締結した民間賃貸住宅に入居、住所を有しており、5年以上当該に居住する意思があること。

#### ◆補助金支払方法

上期（4月～9月）及び下期（10月～3月）の2回に分けてまとめて指定口座へ振込予定

詳しくは、問合せいただくか、町ホームページをご覧ください。

### □問合せ先

総合戦略課 地域政策係  
TEL 74-21122

## 若者等住宅整備支援 補助金のお知らせ

深浦町への移住促進や若年世代の定住促進を目的に、若者等世帯（新婚世帯、子育て中の世帯）や移住世帯（年齢要件なし）が、町内において行う住宅整備（新築・購入、リフォーム）費用の一部を補助します。

### ◆補助率及び補助限度額

#### 【新築または購入の場合】

- ・住宅の新築工事費または購入代金の25%以内
- ・上限50万円

#### 【リフォームの場合】

- ・深浦町住環境リフォーム推進事業補助金の対象となった経費（リフォーム工事費）の5%以内
- ・上限10万円

※深浦町住環境リフォーム推進事業補助金とは別に補助します。

### ◆若者等世帯とは

世帯の代表者またはその配偶者が45歳未満で、次のいずれかに該当する方の世帯とします。

- ① 婚姻後5年以内の新婚夫婦

② 18歳以下の子どもを扶養し、その子どもと同居する方

### ◆補助対象者

移住世帯または若者等世帯を代表して住宅を整備した方。ただし、リフォームについては、若者等世帯と同居する方（親など）がリフォーム工事の実施者（深浦町住環境リフォーム推進事業補助金の交付対象者）の場合も対象となります。

### ◆補助金申請の時期

以下のいずれかに該当する日から1年以内の期間で、各要件を満たす場合に申請いただけます。（事前相談も受付しております）

#### 【新築または購入の場合】

取得した住宅の所有権保存または所有権移転登記完了日

#### 【リフォームの場合】

深浦町住環境リフォーム推進事業補助金の確定通知日

詳しくは、問合せいただくか、町ホームページをご覧ください。

### □問合せ先

総合戦略課 地域政策係  
Tel 74-2122

## 町民の資格取得を 支援します

仕事や就職に役立つ資格または免許などの取得費用の一部を補助します。

### ◆補助率及び補助限度額

- ・資格取得に要した経費（講習会などの受講料、受験料、登録料など）の支出額の合計額の2分の1相当額（1円未満端数切捨て）
- ・上限10万円

※過去3年度内に本補助金を受領済の方は、10万円から交付確定額を除いた額

### ◆対象資格等

仕事や就職に役立つ資格や免許。ただし、普通自動車免許、普通自動二輪免許、大型自動二輪免許及び原動機付き自転車免許を除く。

※該当資格などは町ホームページをご覧ください。

### ◆補助対象者

他の類似の補助金など（教育訓練給付金などを除く）の交付を受けていない深浦町内に住所を有

する75歳未満の方

### ◆補助金申請時期

当該資格取得日から1年以内  
詳しくは、問合せいただくか、町ホームページをご覧ください。

### □問合せ先

総合戦略課 地域政策係  
Tel 74-2122



## 白神十二湖エコ・ミュージアム開館時間等の変更について

令和8年度から、白神十二湖エコ・ミュージアムの開館日は、次のおとり変更となりましたので、お知らせします。

### ◆開館時間 9時～16時30分

### ◆休館日

月曜日及び火曜日（ただしこの日が休日にあたる場合はその直後の平日）

### □問合せ先

白神十二湖エコ・ミュージアム  
Tel 77-3113

**地域の魅力向上支援  
事業費補助金のお知らせ**

町内の住民グループなどによる自主的な地域づくりへの取組にかかる経費の一部を補助します。

**◆補助対象経費**

地域活性化につながる公益的な事業実施に必要な経費

※町以外からの補助金などがある場合は、その補助金などを控除して算出した額

**◆補助率及び補助限度額**

- ・補助対象経費の5分の4以内
- ・上限50万円

**◆補助対象者**

町内に住所を有する個人、団体及び個人事業者並びに法人で、自主的かつ公益的な地域づくりを行う3人以上の住民グループなど  
※公正かつ円滑な運営を図るため、補助事業者に対し、ヒアリングを実施します。申請を検討される方は、お気軽にご相談ください。

**□問合せ先**

総合戦略課 企画調整係  
TEL 74-2122

**深浦町林業燃料等高騰  
対策支援補助金のご案内**

燃油価格や電気料金の高騰により経営に影響を受けている町内の林業関係事業者の事業継続を支援するため、国の重点支援地方交付金を活用し補助金を交付します。

**◆対象者**

町内に事業所（法人は本社又は支社、個人は住所）を有する日本標準産業分類に規定する林業及び木材・木製品製造業を主たる事業とする者で、町税等の滞納がなく、深浦町暴力団条例に違反しないもの

**◆対象期間**

令和7年4月から令和8年3月

**◆申請期間**

4月1日（水）～6月1日（月）

**◆対象経費、支援金額及び申請書類等**

詳しくはホームページに記載されています。ご確認ください。

HPはこちらから▼



**□申請・問合せ先**

農林水産課 林業振興係  
TEL 74-4411

**農産物・水産物加工施設  
における高圧電力価格  
高騰対策支援のお知らせ**

電気料金の高騰により経営に影響を受けている町内農産物加工事業者及び水産物加工事業者の負担を軽減するため、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、高圧電力料金にかかる支援金を交付します。

**◆交付対象者**

次の要件を全て満たす事業者

- (1) 交付対象施設は、深浦町産の農産物及び水産物を原料に加工品を製造・販売する施設とし、当該施設において高圧電力の供給を受けて、かつ電気使用料金を負担している個人又は法人であること
- (2) 前項の交付対象施設は、令和7年4月1日時点において町内で操業していること
- (3) 支援金の受給後も事業を継続する意思があること
- (4) 町税等に未納がないこと

(5) 事業者（法人にあっては代表者及び役員）が暴力団員でない方、また暴力団員等と関係を有していないこと

**◆対象期間**

令和7年4月～令和8年3月

**◆支援金額**

交付対象施設における高圧電力の電気使用量の総量（kwh）に5・15円を乗じて得た額の2分の1の額（1,000円未満端数切捨て）とし、1事業者当たり30万円を上限とする。

**◆申請書類**

- (1) 深浦町農水産物加工施設電力価格高騰対策支援金交付申請書兼請求書
- (2) 申請者が法人である場合は、履歴事項全部証明書の写し
- (3) 申請者が個人事業者である場合は、直近の確定申告書の写し
- (4) 交付対象施設における電力使用量が確認できる書類の写し
- (4) 誓約書

**◆申請期間** 5月29日（金）まで

**□申請・問合せ先**

農林水産課  
TEL 74-4411

## 電気柵の購入費用を 補助します

有害鳥獣対策のために農地、ハウス、牛舎及び精米所等へ設置する電気柵の購入費を補助します。

◆補助率 2分の1

◆補助上限

水田・畑	10万円
施設園芸・果樹園	
畜舎・精米所	5万円
特用林産物	
自家消費用作物栽培地	3万円

◆助成対象者・申請方法等

詳しくはホームページに記載されています。ご確認ください。

HPはこちらから▼



□申請・問合せ先

深浦町鳥獣被害対策協議会  
(農林水産課林業振興係内)

Tel 74-4411



## こころの健康相談の お知らせ

不眠、不安、憂うつ、仕事が手につかないなどの悩みをお持ちの方は、お気軽にご相談ください。

※通院している医療機関がある方や18歳未満の方は要相談

◆相談日

毎月第2木曜日

※8月及び2月は第3木曜日

◆受付時間 13時～14時

◆健康相談日程

5月14日(木)、6月11日(木)、

7月9日(木)、8月20日(木)、

9月10日(木)、10月8日(木)、

11月12日(木)、12月10日(木)、

令和9年1月14日(木)、

2月18日(木)、3月11日(木)

※電話等により2日前の予約をお願いいたします。

◆相談担当

精神科嘱託医、  
精神保健福祉相談員

◆相談場所

青森県西北保健所  
(五所川原市末広町14)

□問合せ先

青森県西北保健所  
健康増進課  
精神保健福祉担当

Tel 0173-34-2108



## 自動車税種別割の 口座振替について

県は、自動車税種別割の口座振替の申込みを受け付けています。

令和8年度分から口座振替を希望される方は、納税者本人の通帳と預金届出印を持参のうえ、4

月30日(木)までに、各取扱金融機関または各県税事務所にお申し込みください。

すでに口座振替を申し込まれている方でも、自動車の買換えやナンバー変更により申込内容が変更となった場合は、所定の変更・廃止届や依頼書の提出が必要です。

なお、口座振替の場合、口座振替済通知書及び自動車税種別割納税証明書が送付されません。車検更新の際は、運輸支局などにおいて納付確認を電子的に行うことができません。納税証明書の提示を省略できますが、振替後すぐに車検を受ける場合には、納税証明書が必要となる場合があります。

詳しくは県ホームページをご覧ください。

HPはこちらから▼



□問合せ先

青森県西北県税事務所  
納税管理課

Tel 0173-34-2111  
(内線205)



**緑の募金に  
ご協力ください**

4月15日(水)～5月14日(木)は緑の募金の「全国一斉強調月間」となっています。

長い歴史の中で受け継がれてきた森林は、きれいな空気、美味しい水、心身の癒し、地球温暖化防止など、私たちの生活に潤いや安らぎを与えてくれる、かけがえないものです。この豊かな森林を守り育て、次世代に「青い森」を継承し、緑あふれるふるさとを創っていくため、緑の募金にご協力ください。

募金箱は次の場所に設置しています。

- ・深浦町役場農林水産課、
- ・深浦支所、岩崎支所
- ・深浦町公民館
- ・森の物産館「キヨロロ」
- ・十二湖駅

**問合せ先**

深浦町緑化推進委員会事務局  
(農林水産課内)  
Tel 74-44411

**初心者にもやさしい  
ヨガ教室を開催します**

**日時**

5月11日(月)、25日(月)  
6月8日(月)、29日(月)  
【全4回】

各日とも月曜日

10時30分～11時30分

**場所** 農村環境改善センター  
(北金ヶ沢)

**対象者**

深浦町民で74歳までの方(75歳以上で参加希望の方はご相談ください)

**定員** 先着15人

**服装・持ち物**

- ・動きやすい服装・飲み物
- ・汗拭きタオル

※ヨガマットをお持ちの方はご持参ください。

※貸出用のマットも用意しています。

**講師**

ヨガインストラクター  
対馬 郁子 氏

**◆申込方法**

左記の申込先へ①電話、②メール、③申込QRからお申込みください。

①・②の方法でお申込みの場合は、氏名、生年月日、住所、電話番号をお伝えください。

申込はこちらから▼



**□申込・問合せ先**

健康推進課

Tel 82-0288

メール fukaura-health01@town.fukaura.lg.jp

**初心者の私にもできる  
栄養教室**

普段一人暮らしで出来合いの総菜や弁当が多い方、今は奥様が作ってくれているものの、数年後どうなるのだろうか、と不安な方。

また、今はご主人も家事をする時代です。サプライズで奥様やお子様に手料理を作ってみませんか。

料理初心者向けの簡単なレシピに、栄養バランスなどの知識を交え、町の栄養士による栄養教室を全3回開催します。

クッキングデビューや仲間づくりのために、ぜひお気軽にご参加ください。

**◆日時**

5月26日(火)  
18時30分～20時30分

2回目以降の開催日は参加者にお知らせします。

**◆場所** 深浦町公民館

**◆対象者**

概ね50歳以上の料理が得意でない方(初心者含む)、栄養バランスが気になる方

**◆定員** 10人程度

**◆参加料** 500円(3回分)

**◆申込期限** 5月12日(火)

**□申込・問合せ先**

深浦町公民館  
Tel 74-2031



**簿記パソコン・IT応用  
科1（パソコン応用科1）  
受講生募集のお知らせ**

再就職を目指す方々を対象に、民間の教育訓練機関等を活用した職業訓練を実施しています。この訓練では、パソコンの基本操作や簿記、ICT関係の知識を身に付け、一般事務、総務事務等の業務に活用できる就職に有利な能力の習得を目指します。

◆募集期間（予定）

4月13日（月）～5月15日（金）

◆訓練期間（予定）

6月3日（水）～12月2日（水）

◆場所 日建学院 つがる校

◆定員 14人

◆受講料

無料（資格取得に関する受験料、テキスト代は自己負担）

◆申込方法

ハローワーク又はハローワークヤングプラザに受講申込等応募書類を提出してください。

※詳細は弘前高等技術専門校ホームページに掲載予定です。

HPはこちらから▼



□問合せ先

弘前高等技術専門校

委託訓練担当

Tel 0172-32-2713

**じむプロ！経理・総務科  
（簿記・経理応用科1）  
受講生募集のお知らせ**

再就職を目指す方々を対象に、民間の教育訓練機関等を活用した職業訓練を実施しています。この訓練では、パソコンの基本操作や簿記・会計の知識を身に付け、経理・総務事務業務に用いる会計ソフトや業務ソフトを活用した就職に有利な能力の習得を目指します。

◆募集期間（予定）

4月17日（金）～5月19日（火）

◆訓練期間（予定）

6月5日（金）～12月4日（金）

◆場所

キャリアスクール I・M・S

◆定員 14人

◆受講料  
無料（資格取得に関する受験料、テキスト代は自己負担）

◆申込方法

ハローワーク又はハローワークヤングプラザに受講申込等応募書類を提出してください。

※詳細は弘前高等技術専門校ホームページをご確認ください。

HPはこちらから▼



□問合せ先

弘前高等技術専門校

委託訓練担当

Tel 0172-32-2713

**青森県電気機械器具  
製造業最低工賃  
改正のお知らせ**

青森県電気機械器具製造業最低工賃が、令和8年5月1日から改正されます。

3品目3工程5規格の最低工賃額を、100単位（本・端子・回・個）ごとに、それぞれ2円35銭～107円05銭（引上率20・

63%）引き上げるものです。

詳しくは青森労働局ホームページをご覧ください。

HPはこちらから▼



□問合せ先

青森労働局労働基準部 賃金室

Tel 0177-734-4114

**労働審判制度は  
20周年を迎えました**

労働審判制度は、平成18年4月に開始され、令和8年4月に制度開始20周年を迎えました。

この制度は、解雇や給料の不払いなど、個々の労働者と事業主の間の労働関係のトラブル（労働事件）を解決するための制度です。

今後は、インターネットを利用した申し立てや事件記録の電子化など、利用しやすい制度を目指して取り組んでまいります。

□問合せ先

青森地方裁判所総務課庶務係  
Tel 0177-22-5421

## 乳幼児健診を実施します

深浦町では、お子さんの健やかな成長と健康を願って乳幼児健診を実施しています。対象となるお子さんには、個別に案内をさせていただきますので、ぜひ受診してください。転入などで案内が届いていない場合は、下記の間合せ先までご連絡ください。

### ◆乳児健診

実施日	対象児の生年月日	場所
令和 8 年 4 月 8 日（水）	令和 7 年 4 月 30 日～ 令和 8 年 1 月 31 日生まれ	深浦町 保健センター
令和 8 年 7 月 29 日（水）	令和 7 年 7 月 31 日～ 令和 8 年 4 月 30 日生まれ	
令和 8 年 10 月 28 日（水）	令和 7 年 10 月 31 日～ 令和 8 年 7 月 31 日生まれ	
令和 9 年 1 月 27 日（水）	令和 8 年 1 月 31 日～ 令和 8 年 10 月 31 日生まれ	

### ◆幼児健診

実施日	健診種別	対象児の生年月日	場所
令和 8 年 4 月 15 日（水）	1 歳 6 か月児	令和 6 年 7～9 月生まれ	深浦町 保健センター
	3 歳児	令和 4 年 8～10 月生まれ	
令和 8 年 7 月 22 日（水）	1 歳 6 か月児	令和 6 年 10 月～12 月生まれ	
	3 歳児	令和 4 年 11 月～ 令和 5 年 1 月生まれ	
令和 8 年 10 月 14 日（水）	1 歳 6 か月児	令和 7 年 1～3 月生まれ	
	3 歳児	令和 5 年 2～4 月生まれ	
令和 9 年 1 月 13 日（水）	1 歳 6 か月児	令和 7 年 4～6 月生まれ	
	3 歳児	令和 5 年 5～7 月生まれ	

□間合せ先 健康推進課 TEL 82-0288



**子宮頸がん・乳がん個別検診を  
集団検診に先駆けてスタートします**

子宮頸がん個別検診、乳がん個別検診を4月からスタートします。

五所川原市、弘前市の医療機関で受診できますので、希望される方は健康推進課へお申し込みください。

がん検診は、定期的な検査が必要です。

がんの早期発見・早期治療のために、検診を受診しましょう。

◆対象者等

検診種別	対象者	検査内容	検診費
子宮頸がん	令和8年度に20歳以上で偶数歳の方	細胞診	無料
乳がん	令和8年度に40歳代～50歳代で偶数歳の方	マンモグラフィ 2方向	
	令和8年度に60歳以上で偶数歳の方	マンモグラフィ 1方向	

※令和8年度に奇数歳で、昨年度受診していない方も対象になります。

◆受診方法

二次元コード、健康推進課に電話、メールまたは窓口で受診申込する。  
※氏名、住所、生年月日、電話番号、希望する検診をお伝えください。



郵送により「受診券」が届きます。



希望する指定医療機関に電話で受診予約する。  
※「受診券」と一緒に指定医療機関の一覧表を送ります。



予約日に「受診券」「マイナ保険証」「健康保険証」などを持参して受診する。

こちらの二次元コードから、お申込みいただけます。  
二次元コードは、ホームページにも掲載しています。



□問合せ先

健康推進課（深浦町保健センター内（深浦診療所隣り）

TEL 82-0288 メール fukaura-health01@town.fukaura.lg.jp

**令和8年度つがる西北五広域連合病院事業  
医療職員採用試験（第1回）**

◆採用試験 公務員試験対策不要

基礎能力検査（SCOA）：6月10日（水）～6月27日（土）

作文・面接試験：6月28日（日）

受付期間：4月13日（月）～6月5日（金）

職種	採用予定人員	受験資格
看護師・助産師	30名程度	昭和42年4月2日以降に生まれた方で左記職種の免許を有する方又は令和9年4月30日までに免許を取得する見込みのある方
薬剤師	3名程度	昭和62年4月2日以降に生まれた方で左記職種の免許を有する方又は令和9年4月30日までに免許を取得する見込みのある方
臨床検査技師	1名程度	
臨床工学技士	2名程度	

※理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、診療放射線技師の職種及び第1回試験で募集人数に達しなかった職種については、令和8年10月に第2回試験を実施します。

8月上旬に第2回採用試験の案内を当広域連合ホームページ等にて掲載予定です。

◆採用日 令和9年4月1日

※職種の免許保有者に限り、合格者本人の同意を得て、令和9年4月以前に採用することがあります。

【薬剤師について】

令和8年度から、奨学金の返済に充てるための資金を貸付する制度を新設する予定です。詳細は問合せ先までご連絡ください。

**令和8年度つがる西北五広域連合病院事業  
医療職員採用試験（経験者枠）【毎月1日随時採用】**

◆採用試験 4月13日（月）から12月25日（金）まで※随時受付・試験日は要相談

職種	採用予定人員	受験資格
看護師・助産師	若干名	1. 昭和42年4月2日以降に生まれた方で左記職種の免許を有する方 2. 当該職種の臨床経験年数が概ね5年以上の方
臨床工学技士	若干名	1. 昭和62年4月2日以降に生まれた方で左記職種の免許を有する方 2. 当該職種の臨床経験年数が概ね3年以上の方

※受付期間は、応募の状況により変更となる場合があります。

◆採用日

合格通知後の翌々月1日以降（応相談）

※詳細は、つがる西北五広域連合ホームページ (<http://www.tsgren.jp/>) をご確認ください。

□申込・問合せ先

つがる西北五広域連合病院運営局人事課

住 所 〒037-0074 青森県五所川原市字岩木町12番地3 つがる総合病院3階

TEL 0173-26-6363（内線2327）

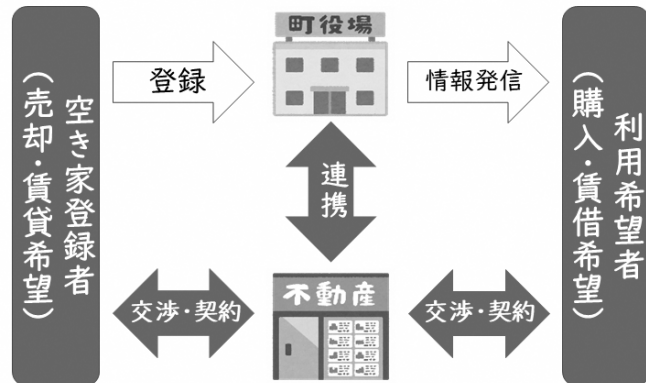
## 空き家バンク制度をご活用ください！

### ◎「空き家バンク」とは？

「空き家バンク」は、空き家を売却又は賃貸したい人（所有者等）と、空き家を購入又は賃貸したい人をマッチングするための制度で、移住促進、定住人口の増加、地域活性化を図っています。

空き家バンクに登録した物件情報は、専用ホームページ等に掲載し、広く情報発信します。

### 空き家バンクイメージ図



## 空き家バンクに関する補助制度も充実！

【空き家バンクに登録】を条件に、下記のとおり補助金・奨励金制度があります。

### ◎空き家バンク利活用促進事業補助金

下記区分に応じて、経費を補助

#### (ア)リフォーム等補助金

【対象者】成約から1年以内にリフォームを行った購入者、賃借者及び所有者

【補助金額】対象経費の2分の1以内（上限30万円）

#### (イ)家財等処分補助金

【対象者】家財等を片付けた所有者（書面で承諾を得た賃借者、購入者含む）

【補助金額】対象経費の実費相当（上限5万円）

### ◎空き家バンク物件登録推進奨励金

空き家バンクに物件を登録した所有者に対して、登録物件1件につき5万円を交付

※交付は1物件に対して1回限り

## 令和8年度から空き地バンク制度を開始しました

「空き地バンク」は、町内に存する住宅・店舗等の建築に適当な面積を有し、現に使用予定のない宅地又は雑種地が対象物件となります。

空き地を売却又は賃貸したい人（所有者等）と、購入又は賃貸したい人をマッチングするための制度で地域活性化を目的に実施いたします。

### 【お問い合わせ先】

総合戦略課

☎0173-74-2122（直通）

✉sougousenryaku@town.fukaura.lg.jp

深浦町ホームページにて、詳しい制度の紹介や、関係する補助金の紹介をしております。

